消費者教育映像制作及び広報啓発業務　提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「消費者教育映像制作及び広報啓発業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

１　業務名

消費者教育映像制作及び広報啓発業務

２　目的

令和４年４月の民法改正による成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者被害の防止に加え、若年層に限らず札幌市消費者センターに多く寄せられる相談内容について、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、相談先としての消費者センター認知度の向上を目的とする。

３　業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

４　履行期間

契約締結日から令和５年３月31日(金)まで

５　予算規模

19,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

なお、この金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

６　参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員すべてが以下の要件を満たす必要がある。

⑴　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４に規定する事項に該当しない者であること。

⑵　札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)のうち、「一般サービス業」に登録されている者であること。

⑶　札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年４月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑷　会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑹　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第６号)第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第７条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

７　企画提案に求める項目

　⑴　企画提案内容について

　　ア　制作物のイメージ・構成

　　　　制作する各種動画、パンフレット、ポスター、ランディングページのイメージについて、ラフ画や絵コンテ等を用いてわかりやすく提案すること。

　　イ　Web広告等の運用方法

　　　　活用する媒体やターゲティング内容を明示したうえで、最大の効果をもたらすための運用方法を提案すること。

　　ウ　広告運用の効果

　　　　広告運用により、想定される短編動画の視聴回数、ランディングページのアクセス数などを示し、見込める効果を明らかにすること。

　⑵　業務運営体制について

　⑶　業務スケジュールについて

　⑷　積算について

８　企画提案に関するスケジュール

⑴　公募開始　　　　　　　　　　令和４年11月21日(月)

⑵　質問書提出期限　　　　　　　令和４年11月29日(火)12時00分

⑶　参加意向申出書提出期限　　　令和４年12月５日(月)12時00分

⑷　企画提案書等提出期限　　　　令和４年12月12日(月)10時00分

⑸　プレゼンテーション審査　　　令和４年12月中旬を予定

※　詳細は参加意向申出書提出者に別途通知する。

⑹　結果通知　　　　　　　　　　令和４年12月中旬を予定

⑺　契約締結予定日　　　　　　　契約候補者決定後、札幌市の指定する日

９　参加意向申出書の提出

⑴　提出書類

参加意向申出書(様式１)　１部

⑵　提出期限

令和４年12月５日(月)12時00分(必着)

⑶　提出方法

下記「17　応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※　直接提出する場合は、平日の９時00分から17時00分までに持参すること。

10　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

以下のアからウまでの構成で一式とし、12部提出すること。なお、提出に当たり、特別な製本、折込等はしないこと。

ア　表紙(Ａ４判、片面印刷、１枚）

「消費者教育映像制作及び広報啓発業務　企画提案書」と記載し、社名も併せて記載すること

イ　企画提案書(Ａ４判縦づかい、片面印刷、20ページ以内、様式自由)

(ア)　上記「３　業務内容」及び「７　企画提案を求める項目」、下記「11　企画提案の審査」を踏まえ、企画提案は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ)　独自提案部分については、識別できるよう明示すること。

ウ　業務運営体制(Ａ４判、片面印刷、１枚、様式自由）

　 (ア)　本業務を受託する場合に、携わる者を記載すること。

　 (イ)　委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって監修や再委託、その他協力を予定している者も記載すること。

　 (ウ)　本業務について全般的かつ総合的な役割を担う統括責任者及び委託者との窓口となる実務従事者を明記すること。

エ　その他提出書類(Ａ４判縦づかい、片面印刷、各１ページ以内、様式自由)

　(ア)　業務スケジュール

　(イ)　積算

積算にあたっては、下記のとおり金額を見積もること。また、「５　予算規模」の上限額も超えないよう見積もること。

　　Ａ　消費者教育映像制作業務（上限：12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)）

　　　　　(a)　動画制作業務

　　　　　(b)　ランディングページ作成

　　　　　(c)　ポスターデザイン等作成

　　　　　(d)　上記(a)～(c)に属さないその他の消費者教育映像制作業務

　　　　Ｂ　広報・啓発業務（上限：7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)）

　　　　　(a)　広報・啓発業務

　　　　　(b)　実施計画書等の作成

　　　　　(c)　広報・啓発業務の結果報告

　　　　　(d)　上記(a)～(c)に属さないその他の広報・啓発業務

　⑵　提出期限

令和４年12月12日(月)10時00分(必着)

⑶　提出方法

下記「17　応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※　郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※　直接提出する場合は、平日の９時00分から17時00分までに持参すること。

⑷　質問について

様式２により、下記「17　応募・問い合わせ先」あてにＦＡＸ又は電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

質問の受付期限は、令和４年11月29日(火)12時00分とする。

質問への回答については随時行うとともに、質問者名を伏せてホームページに掲載する。

11　企画提案の審査

⑴　プレゼンテーション審査

審査は、「消費者教育映像制作及び広報啓発業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、企画提案書等及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

プレゼンテーションは、令和４年12月中旬を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者に別途通知する。

プレゼンテーション出席者は、総括責任者を含む最大５名までとする。また、持ち時間は20分（説明10分、質疑10分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

プレゼンテーションにあたっては、提出した企画提案書等に基づき行うこととし、当日の資料追加及びプロジェクター・パソコン等の使用は認めない。

⑵　審査方法

審査は、次表に示す「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、総合得点満点の６割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案があるときは、評価項目のうち、「動画の構成」及び「Web広告等の運用方法」の合計評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより選定するものとする。

応募者が多数の場合は、企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を５者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

【評価項目及び評価基準表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **評価項目** | **評価基準** | **配点** | **係数** |
| **動画の構成**  **（40点）** | 消費者トラブル事例の把握・分析が十分であり、それぞれの動画で訴求したい対象の興味を引き、記憶に残るような工夫がなされているか | 15 | ×３ |
| 内容に現実味やオリジナリティがあり、視聴者自身が消費者トラブルについて当事者意識を持つことができるような工夫がなされているか | 10 | ×２ |
| 長編動画について、高校及び大学等の授業、ホームルーム等での視聴に加え、若年層個人が自主的に視聴することを想定した内容となっており、教育・啓発効果が期待される内容となっているか | 15 | ×３ |
| **Web広告等の運用方法**  **（30点）** | YouTube広告の実施期間及び想定視聴回数等は十分か | 20 | ×４ |
| YouTube広告以外の広告媒体は、業務目的を達成するにあたって適したものが選択され、各媒体の特色を生かした活用が行われているか | 10 | ×２ |
| **ランディングページの構成**  **（10点）** | 閲覧した市民が、各テーマに関するトラブル防止のために気を付けるべきポイントがわかり、適切な商品・サービスの選択や、契約を行うことができるような工夫がなされているか。 | 10 | ×２ |
| **ポスター・パンフレットの構成（10点）** | ポスター及びパンフレットは、高校生及び大学生などの若年層の興味を引き、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、相談先としての消費者センター認知度の向上につながる内容となっているか。また長編動画へ誘導するような工夫がなされているか。 | 10 | ×２ |
| **独自提案**  **（10点）** | 本業務を実施するにあたって、業務仕様書に記載のない項目で提案者が必要又は効果的と考える独自提案がなされているか | 10 | ×２ |

※　各委員の評価は、「５点：特に優れている、４点：優れている、３点：普通、２点：やや不十分、１点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

12　契約候補者及び契約

委員会における審査の結果、最低基準点以上の得点を得た事業者等の中から、最上位１者を契約候補者として選定する。また、提案者が１者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査の結果は、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

⑴　通知日

令和４年12月中旬以降を予定

⑵　対象業務の委託

ア　委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

イ　協議が整い次第、札幌市契約規則(平成４年規則第９号)等の関係規程に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

ウ　協議が整わない場合や、選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

⑶　選定結果に係る疑義の申立て

ア　評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して３日(札幌市の休日を定める条例(平成２年条例第23号)に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ　疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

13　参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで(契約候補者については契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

⑴　参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

⑵　書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

⑶　不正な利益を図る目的で委員会委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

14　失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

⑴　提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者

⑵　審査の公平性を害する行為を行った者

⑶　その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

15　著作権等に関する事項

⑴　企画案の著作権は、各提案者に帰属する。

⑵　札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合、札幌市は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

⑶　提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

⑷　企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

⑸　提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

16　その他留意事項

⑴　本企画競争に係る一切の費用は提案者の負担とする。

⑵　提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

⑶　提出書類等は返却しない。

⑷　札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

⑸　契約候補者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする(複製及び必要な改変を含む。)。

⑹　提出できる企画は、１提案者につき１式までとする。

17　応募・問い合わせ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目(札幌市役所本庁舎13階)

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課　担当：鶴江・菊地・永井

電話：011-211-2245　ＦＡＸ：011-218-5153

メールアドレス：sapporoshohi@city.sapporo.jp